

令和6年度 地域公共交通等調査特別委員会 運営方針

1 調査の目的

地域公共交通計画に関すること、区内循環バスの在り方、シェアサイクル等をはじめとする新たな交通手段及び自転車駐車場に関する諸問題について、総合的に調査し、対策を検討する。

2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ) すみだの公共交通等のあるべき姿を検討する

(内 容)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(令和2年6月改正)に基づき、地方公共団体が作成する地域にとって望ましい地域旅客輸送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定が努力義務化された。

区では、昨年度実施した区民アンケートの結果も含め、利用者の声を幅広く聴取するとともに、交通事業者と利用者、行政機関で構成する「墨田区地域公共交通活性化協議会」を設置し、持続可能な地域公共交通について、検討し計画の策定に取り組んでいるところである。

本委員会では、この地域公共交通計画の策定に合わせて、区内循環バスの在り方やシェアサイクル等をはじめとする新たな交通手段を含め、安全・快適で使いやすい持続可能な交通ネットワークを形成し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すみだの公共交通等のあるべき姿について調査・検討を行い、委員会での議論を通じて必要な提言を行っていくこととする。

また、自転車駐車場に関する事項についても、令和5年3月に策定された「墨田区自転車活用推進計画」の基本方針2「駐輪環境の整備」で、自転車を停めやすく利用しやすい駐輪環境を整えるとして、利用格差を軽減するための誘導策の検討を踏まえ、駐輪環境の充実について調査・検討を行い、委員会での議論を通じて必要な提言を行っていくこととする。

3 調査期間及びスケジュール

6月中旬	・特別委員会運営方針(本書)を決定
7月中旬	・当委員会の調査事項について、理事者から説明及び意見交換を通じた現状把握(勉強会) ※「(仮称)墨田区地域公共交通計画」の策定、区内循環バスの現状と見直しの方向性 (「区内循環バス」に関する報告書[平成29年5月12日観光対策等調査特別委員会]の検証等含む)等について
7月下旬	・先進自治体(複数自治体の連携による地域公共交通網の形成及びMaaS、AIオンデマンド交通等)への行政調査を実施
8月下旬	・「(仮称)墨田区地域公共交通計画」策定の進捗状況について説明を聴取し質疑等を実施
9月～10月	・地域公共交通等(区内循環バスの在り方及びシェアサイクル等をはじめとする新たな交通手段等)について、各会派等から意見等を聴取し、政策提言等の方法等について協議 ・地域公共交通等について委員間討議、質疑等を複数回実施(必要に応じて勉強会設置) ・区内循環バスの在り方について委員間討議(協議)を実施
10月下旬	・(仮称)墨田区地域公共交通計画の策定に向けて政策提言のとりまとめ
11月中旬	・自転車駐車場の現状等について説明を聴取し、質疑等を実施 ※現地調査(区内の自転車駐車場の状況及び低利用の交通広場等)含む ・駐輪環境の充実及び低利用の交通広場の改善について各会派等から意見等を聴取
12月中旬	・地域公共交通計画(素案)について説明を聴取し、質疑等を実施 ※パブリック・コメントの実施に先立ち、委員会(委員)としての意見等を提案(具申)
1月下旬	・駐輪環境の充実等について委員会として提言等のとりまとめ
3月中旬	・地域公共交通計画(案)について説明を聴取し、質疑等を実施
3月下旬	・特別委員会活動報告を作成

4 調査の手法等

項 目		実施予定	
先進自治体等への行政調査		○	
議会基本 条例関連	13条	委員間討議	○
		議事堂以外での委員会開会	
		区民等との意見交換会等	△
	14条	条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	○
	19条	公聴会及び参考人制度の活用	
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	
22条	委員会における研修会		

《概要》

1 先進自治体等への行政調査

地域公共交通対策等について先進的に取り組む自治体に対し、その具体的な取組や効果等を調査するため、行政視察を実施する。

【視察先（例）】

- ・福島県、会津圏域6市町村（会津若松市、喜多方市、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町）
「会津圏域公共交通網形成計画（令和2年3月）」について
- ・那須地域定住自立圏4市町（栃木県那須塩原市、大田原市、那須町、那珂川町）
「第2次那須地域定住自立圏地域公共交通計画（令和5年1月策定）」について
- ・群馬県前橋市 Ma eMa a S（前橋版Ma a S）について
- ・東京都小金井市 小金井市コミュニティバス「CoCoバス」再編計画等について
- ・東京都三鷹市 三鷹市コミュニティバス将来的なあり方方針等について
- ・千葉県松戸市 コミュニティバス導入の手引き等について
※地域が主体となったグリーンスローモビリティの運行

2 委員間討議

委員会においては積極的な委員間討議を行うとともに、政策提言の取りまとめに当たっては勉強会を開催するなどして、委員会としての合意形成等に努めるとともに、（仮称）墨田区地域公共交通計画の策定等については、積極的な意見交換を行う。

3 区民等との意見交換会等

循環バスの利用について各種団体（高齢者・障害者・子育て世帯等）からヒアリングを実施することにより、現状の課題や要望等を把握する。

4 条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施

本委員会の調査・検討結果を区政へと反映するため、（仮称）墨田区地域公共計画の策定等に合わせ、委員会として政策提言を実施する。政策提言の方法等については、調査・検討内容等を踏まえて、委員会において協議し決定する。

※ 本運営方針に記載の内容は予定であり、やむを得ず変更することがあります。